

地区計画制度

住みやすいまちを目指して

地区計画制度は、地域の皆さんと市が連携して、それぞれの地域に合ったルールを定めることで、より快適で住みやすい環境や、美しいまち並みを守り育てるための制度です。この制度を活用して、良好なまちづくりについて考えてみませんか。

地区計画制度で定めること
地区計画では、地域の特性に合ったまちづくりの大まかな目標と、それを実現するための具体的なルールを定めます。

ルールとして、建物の用途(住宅、店舗など)・高さ・敷地面積・色、道路や公園の配置などを地区全体で定められます。また、地区内を区分して、さらに細かく定めることもできます。地区計画を定めることで、計画的にまちづくりを進めていくことができます。

計画書の申し出ができます

地区計画を定めようとする地域

住民や土地所有者などの利害関係者は、地区計画の案を市へ申し出ることができます。

申し出るためには、区域の面積が0.5ヘクタール以上で一体となった土地であること、地域内の土地所有者の同意を得ていることなどが条件になります。

建築などは事前の届け出

現在、市内では15の地域で地区計画が定められています。

計画の地域内で、建物の建築や用途の変更などを行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市へ届け出てください。

新築だけでなく、増改築や外壁・屋根の塗り替え、カーポートやフェンス・塀の設置などの場合にも届け出が必要です。

地区計画の地区名と対象区域

- 京成成田駅東口地区：京成成田駅東口(花崎町の一部)
- 公津東地区：公津の杜全域

- 橋賀台二丁目地区：橋賀台2丁目(一部(橋賀公園周辺))
- 久住駅前地区：久住中央全域
- 土屋地区：ウイング土屋全域
- 玉造六丁目地区：玉造6丁目1番地

- 公津西地区：はなのき台全域
- 大栄物流団地区：大栄物流団地全域
- 成田湯川駅南口地区：成田湯川駅南口(松崎の一部)
- 東町・花崎町地区：東町・花崎町の一部
- 中台三丁目地区：中台3丁目2番地
- 大学医学部付属病院地区：川栗・畑ケ田の一部
- 美郷台小学校地区：美郷台2丁目(一部)
- 久住第二小学校跡地地区：大室の一部
- 小菅地区：小菅・大山の一部

- 地区計画の内容は、都市計画課(市役所5階)または市ホームページ(https://www.city.naria.chiba.jp/environment/page18060_0.htm)で見ることが出来ます。
- ※くわしくは同課 ☎20・1560へ。

農業用廃プラスチック

適正な処理を

市農業用廃プラスチック対策協議会では、農業用廃プラスチックの適正な処理を推進するために地区ごとに回収を行っています。回収・処理を希望する人は、事前に同協議会へ登録してください。

対象 農業用塩化ビニールフィルム、農業用ポリエチレンフィルム、肥料袋、培土袋、育苗箱・保温マット・あぜシート・ブルーシートなどは対象外です。産業廃棄物処理業者などに依頼してください。

※くわしくは農政課 ☎20・1541へ。

携帯電話の廃棄

資源を有効活用

スマートフォン・携帯電話には金・銀・銅・レアメタルなどの有用な金属が高濃度で含まれています。そのため、資源の有効利用の観点からリサイクルをすることが

重要です。各社ショップではスマートフォン・携帯電話の本体、電話、充電器をメーカーに関係なく無償で回収しています。

また、スマートフォン・携帯電話は金物・陶磁器類(黄色の指定ごみ袋として出すこともできますが、本体のデータを初期化するなど個人情報取り扱いに細心の注意を払い、電池を取り外してから出してください。

※くわしくはクリーン推進課 ☎20・1530へ。

夜間の外出

懐中電灯や反射材を

夕暮れ時から夜間にかけて、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数が増加しています。

散歩やジョギングなどで外出するときは、懐中電灯を携帯したり光を反射するテープ・たすき・キーホルダーなどを身に着けたりするなど安全対策をして、交通事故から身を守りましょう。

※くわしくは交通防犯課 ☎20・1527へ。

認可外保育施設

利用料の一部を補助

市では、国の指導監督基準を満たした認可外保育施設(市外を含む。ただし、企業主導型保育事業所を除く)に通う就学前の児童の保護者に対し、利用料の一部を年4回に分けて補助します。

対象Ⅱ市に住民記録があり、保育所などの入所基準を満たした小学校就学前の児童の保護者

対象となる利用料Ⅱ認可外保育施設に支払った7〜9月分の利用料

申請書配布場所Ⅱ保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00003.html)

申請方法Ⅱ9月17日(火)〜30日(月)



市長日誌

8月1日〜15日

| | |
|----|--|
| 2日 | 青少年問題協議会 |
| 3日 | イースタン・リーグ公式戦成田スカイシリーズ 戦没者英霊・新盆精霊追悼流灯会 |
| 4日 | 成田エアポートカップユニカール大会 キッズタウンNARITA2019 |
| 6日 | 千葉県市長会合同部会 |
| 7日 | 首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会 利根川治水同盟治水記念大会 |
| 8日 | 印旛利根川水防事務組合水防協議会 成田赤十字病院運営協議会 |
| 9日 | 印旛沼関連事業市町連絡会議総会 成田警察署管内暴力排除連合会総会 |



選手を激励(3日)

(当日消印有効)に、申請書、就

労証明書、世帯の所得が分かる書類、利用料の領収書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286-8555 花崎町760)へ

760)へ

※10月からの幼児教育無償化に伴い、制度が変更となる場合があります。くわしくは同課(☎20・1607)へ。

飼料用米の推進

稲作農家の皆さんへ

食生活の変化や高齢化などにより、米の需要は全国で毎年約10万トンも減少しています。生産量が需要を上回り、在庫が増えること米価の下落を招きます。

飼料用米の生産には既存の機械や施設をそのまま使うことができ

国や県から支援が受けられます。

主食用米の需給改善を図るため飼料用米の生産に取り組んでみませんか。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

ジェネリック医薬品

差額通知を

9月下旬に送付

ジェネリック医薬品後発医薬品は、新薬の特許期間経過後に新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を9月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。

通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

平成30年度の削減効果

○通知を送付した人数：4,019人

○ジェネリック医薬品に切り替えた人数：710人

○削減額：1,154万6,722円

通知を希望しない人は、9月6日(金)までに保険年金課(☎20・1526)に連絡してください。すでに送付を希望しない旨の連絡をしている人は、必要ありません。

ジェネリック医薬品へ切り替える際は、医師や薬剤師に相談してから検討しましょう。

※くわしくは保険年金課へ。

入札参加資格審査申請

令和2・3年度分を受け付け

市では、令和2・3年度の入札参加資格審査申請の受け付けを行います。市の発注する建設工事、測量・設計などの委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供または賃貸借に関する入札・見積もり競争に参加するには、事前に入札

参加資格者名簿に登録が必要です。登録を希望する事業者は、次の通り申請してください。

申請方法Ⅱちば電子調達システムホームページ(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portallPublic/>)から入札参加資格申請システムによる電子申請を行った後、千葉県電子自治体共同運営協議会・共同受付窓口(〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1)へ申請書を送付

申請期間Ⅱ9月17日(火)〜11月15日(金)午後5時(必着)

※くわしくは同協議会(☎043-441-5551)または、ちば電子調達システムホームページへ。

9月10日は「下水道の日」

正しい使用を心掛けて

公共下水道は、川や海などの水質保全、排水機能による災害対策のために欠かせない施設です。

日頃から、下水道へ油などの水に溶けない物や調理くずを流したり、洗剤を使いすぎたりしないなど、正しい使用を心掛けましょう。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

年金生活者支援給付金制度

10月から開始します

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入が一定基準以下の年金生活者を支援するために年金に上乗せして支給されるものです。給付を受けるには請求書の提出が必要です。

対象は次のいずれかに当てはまる人

- 年齢基礎年金を受給している次の全てに当てはまる人
・65歳以上
・世帯全員が市民税非課税
・年金収入額とその他の所得額の合計が87万9,300円以下
○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している、前年の所得額が462万1,000円以下の人

請求方法

○平成31年4月1日以前から年金を受給している人：日本年金機構から順次、請求書類が送られます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を書いて、送付する
○これから年金を受給し始める人：年金の請求手続きに併せて年金事務所または保険年金課(市

役所1階)で手続きする

※くわしくは年金生活者支援給付金専用ダイヤル(☎0570・05・4092)へ。

消費者ホットライン1888

困ったときは相談を

消費者ホットライン1888では消費者トラブルで困っている人へ消費生活センターなどの相談窓口を案内します。「悪質商法による被害に遭った」製品を使ってけがをしてしまった「など困っていることがあれば、一人で悩まずに188番へ連絡してください。
※くわしくは商上課(☎20・1622)へ。

都市再生整備計画

事後評価の原案を公表

市では、公津の杜駅周辺地区における都市再生整備計画事業について、事業の事後評価(原案)を公表し、意見を募集します。
閲覧場所：都市計画課(市役所5階)または市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/

environment/page179600.htm)

意見の提出期間：9月2日(月)～17日(火)(当日消印有効)
意見の提出方法：直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで住所・氏名・電話番号・意見を都市計画課(T286・8585

花崎町760 FAX22・4493 Eメール toshikei@city.narita.chiba.jp)へ
※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

成田空港のA滑走路

夜間の運用時間が延長

10月27日(日)から成田空港A滑走路の運用時間が1時間延長され、午前0時までとなります。出発地での悪天候や異常事態による遅延など、やむを得ずA滑走路で離着陸を行う弾力的運用は、午前0時30分までとなります。
対象地域の内容設置の助成

市では、A滑走路側の騒音区域(騒特法防止地区)内における、寝室への内窓設置工事の助成の申請を受け付けており、まだ申請していない人には5月にお知らせを送

付しています。対象家屋の所有者で内窓設置工事を希望する人は、印鑑と本人確認ができる物を持って空港対策課(市役所3階)で手続きしてください。

※くわしくは同課(☎20・1521)へ。

法務局休日相談・公開講座

無料で参加できます

不動産売買や相続登記、土地の境界、学校や職場におけるいじめなどの心配事や悩み事について、それぞれの分野の専門家が相談に応じます。また、相続登記についての公開講座を同時開催します。
日時：10月6日(日) 午前10時～午後4時
会場：千葉地方法務局本局(千葉市)

※申し込みは9月2日(月)から千葉地方法務局総務課(☎043・302・1311)へ。

水道メーターの検針

2カ月ごとに伺います

水道の使用量は、市から委託を受けたヴェオリア・ジェネッツ(株)

の社員が2カ月ごとに水道メーターを確認し、検針票でお知らせしています。メーターボックスの上に、車や物を置かないようにするなど、検針へのご協力をお願いします。

検針の結果、使用水量が極端に多い場合は、漏水の可能性があります。早急に市指定給水装置工事事業者へ連絡し、修繕してください。
※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

9月11日は「警察相談の日」

犯罪を未然に防ぐために

警察では、犯罪などによる被害の未然防止を図るため、市民生活の安全に関する相談に応じています。県警本部や警察署に開設されている総合相談窓口を利用してください。

また、電話で相談する場合は、警察相談専用電話#9110番に電話してください。なお、110番は、事件・事故など、緊急通報の場合のみ利用してください。
※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。